

# 平成30年第1回浦幌町議会臨時会 議案説明資料

## 目 次

- ・承認第2号（専決処分の承認を求めることについて・一般会計補正予算）  
説明資料…………… P 1
- ・議案第31号（浦幌町税条例等の一部改正）説明資料…………… P 2・3
- ・議案第32号（浦幌町国民健康保険税条例の一部改正）説明資料…………… P 4～10
- ・議案第33号（一般会計補正予算）説明資料…………… P 11

# 一般会計補正予算説明資料(専決処分)

## 1 老人ホーム費 (保健福祉課)

### ①内 容

養護老人ホームの浴槽(2槽)の循環系配管にある電動ボールバルブ4基について、開閉動作の故障とソケット部の亀裂により、ボイラーで追い炊きしたお湯を同時に2つの浴槽へ送水することができなくなり、一定量のお湯を溜めることができる浴槽が1槽のみで、入所者への入浴サービスの提供に支障がでていることから、電動ボールバルブの更新に係る経費を専決処分により追加補正したものです。

### ②補正科目及び補正額

#### 【歳出】

3 款	民生費	3 項	老人福祉費	3 目	老人ホーム費	
15 節	工事請負費					1, 270 千円追加

## 2 うらほろ森林公園管理運営費 (産業課)

### ①内 容

うらほろ森林公園ふるさとのみのり館トイレ西側に埋設の排水管が地盤変動により破損したことにより、排水に支障がでていることから、修理に係る修繕費を専決処分により追加補正したものです。

### ②補正科目及び補正額

#### 【歳出】

6 款	農林水産業費	2 項	林業費	4 目	うらほろ森林公園管理運営費	
11 節	需用費(修繕料)					172 千円追加

# 浦幌町税条例等の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

## 1 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）」、「地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）」、「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）」、「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）」が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、浦幌町税条例等の一部を改正するものです。

## 2 改正の内容

改正項目	条項番号	改正内容
個人の町民税の非課税の範囲	第24条	○障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引上げに伴う改正【第1項第2号】 ○控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備【第2項】 ○均等割非課税限度額の引上げ【第2項】
所得・調整控除	第34条の2 第34条の6	○基礎控除額【第34条の2】・調整控除額【第34条の6】に所得要件を創設する改正
法人の町民税の申告納付	第48条	○大法人（資本金1億円超）に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定【第10項】
法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金	第52条	○納期限延長の延滞金について、申告後に減額更正し、その後増額更正等があった場合、納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた分の納付期間を控除して計算することを規定【第2・3・5・6項】
製造たばこの区分	第92条	○製造たばこの区分を新たに創設（加熱式たばこの追加）【新設】
製造たばことみなす場合	第93条の2	○加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなすこととするもの【新設】
たばこ税の課税標準	第94条	○加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への

		換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方法とする（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行）等の規定の整備。【第3項】
たばこ税の税率	第95条	○たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で上げるもの
個人の町民税の所得割の非課税の範囲等	附則第5条	○所得割非課税限度額の引上げ【第1項】
法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	附則第10条の2	○再生可能エネルギー発電設備（太陽光等）に係る課税標準の特例措置の規定の見直しの整備【第4～13項】

・ 字句等の整備

第20条、第23条、第31条、第34条の6、第36条の2、第47条の3、第47条の5、第51条、第53条の7、第54条、第96条、第98条、附則3条の2、附則第4条、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条、附則第17条の2、平成29年改正附則第5条

・ 条文の整理

第92条の2、附則第10条の3

### 3 施行期日

- ① この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、当該定める日から施行する。
- ② 第1条中浦幌町税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- ③ 第1条中浦幌町税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- ④ 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成31年4月1日
- ⑤ 第2条中浦幌町税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- ⑥ 第1条中浦幌町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- ⑦ 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- ⑧ 第1条中浦幌町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- ⑨ 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- ⑩ 第5条の規定 平成34年10月1日

# 浦幌町国民健康保険税条例の一部改正する条例説明資料

(町 民 課)

## 1 改正の趣旨

「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）」が平成30年3月31日に公布されたことなどに伴う、浦幌町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

また、今後の医療費の増大と年度間平準化を考慮しながら、基金の計画的な取り崩しを行い、被保険者の負担軽減を図る目的での保険税率引下げ（第5条・第23条）について、課税限度額の引上げ（第2条）や軽減判定所得の基準額引上げ（第23条）とともに、平成30年4月18日開催の浦幌町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認を得て同年4月20日に答申を頂きましたので、併せて改正するものです。

## 2 改正の内容

改正項目	条項番号	改正内容
課税額	第2条	○課税額の定義の変更【第1項第1号～3号】 ○基礎課税限度額の引上げ（54万円→58万円） 【第2項】
国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額	第5条	○基礎課税額の被保険者均等割額の引下げ（19,800円→14,800円）
国民健康保険税の減額	第23条	○7割軽減の基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額の引下げ（13,860円→10,360円）【第1号ア】 ○軽減判定所得の基準額の引上げ ・5割軽減（被保険者数加算額27万円→27.5万円）【第2号】 ・2割軽減（被保険者数加算額49万円→50万円）【第3号】 ○5割軽減の基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額の引下げ（9,900円→7,400円）【第2号ア】 ○2割軽減の基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額の引下げ（3,960円→2,960円）【第3号ア】
特例対象被保険者等に係る申告	第24条の2	○マイナンバーの情報連携により把握ができる場合、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となる改正【第2項】

・字句等の整備 第24条

### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の浦幌町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

浦幌町国民健康保険税条例（平成12年条例第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税義務者)</p>	<p>(納税義務者)</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>(課税額)</p>	<p>(課税額)</p>
<p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p>	<p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>
<p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」</u></p>	

改正後	改正前
<p>という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。</p>	<p>2 前項_____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____で ある世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並び</p>	<p>4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並び</p>

改正後	改正前
<p>に被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>	<p>に被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>
<p>第3条～第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第3条～第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 42,000円</p>	<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 42,000円</p>
<p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第6条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p>	<p>第6条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合</p>

改正後	改正前
<p>には、<b>58万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p>	<p>には、<b>54万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <b>10,360円</b></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <b>13,860円</b></p>
<p>イ～カ (略)</p>	<p>イ～カ (略)</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>27万5,000円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>27万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <b>7,400円</b></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <b>9,900円</b></p>
<p>イ～カ (略)</p>	<p>イ～カ (略)</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>50万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>49万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <b>2,960円</b></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <b>3,960円</b></p>
<p>イ～カ (略)</p>	<p>イ～カ (略)</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>第23条の2 (略)</p>	<p>第23条の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第24条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第24条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法 の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法 の規定による被保険者</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p>
<p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申告書の提出に当たり</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提出を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申告書を提出する場合には</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類 を提示しなければならない。</p>

# 一般会計補正予算説明資料

## 1 水産業振興費（産業課）…補正綴P4

### ①内 容

大津漁港は、東日本大震災に伴う津波被害を契機に津波対策として一部嵩上げ整備した船揚場に漁船を吊り上げるための上架施設が完成し、当該施設が本年6月より供用開始されるにあたって記念事業が実施されることになったため、豊頃町とともにその事業費の一部について補助するものです。

[式典開催予定日] 6月12日(火)

[実施団体] 大津漁業協同組合新上架施設供用開始式実行委員会

### ②補正科目及び補正額

#### 【歳出】

6款 農林水産業費 3項 水産業費 2目 水産業振興費

19節 負担金、補助及び交付金（大津漁業協同組合新上架施設供用開始式事業補助金）

300千円追加